

永代供養墓地 「鑽仰廟」
使用のしおり

★現地受付所

第二むさしの霊園 管理事務所

〒350-0464 埼玉県入間郡毛呂山町南台4-29-7

Tel 049-294-7557 午前9時～午後5時（水曜定休日）

★東京受付所



戸田葬祭サービス株式会社

〒174-0041 東京都板橋区舟渡4-16-11

Tel 03-3967-4249 午前9時～午後5時

第二むさしの霊園

検索

1. 鑽仰廟の運営管理について

- (1) 鑽仰廟は、一般墓地とは異なり一つのお墓に多くのご遺骨を埋蔵する新しい形態のお墓（合祀型墓地）です。
- (2) 鑽仰廟は、埼玉県入間郡毛呂山町にある第二むさしの霊園に開設され、当霊園が永代供養及び維持管理を約束する墓地です。
- (3) 第二むさしの霊園の事業主体であり管理者は、宗教法人釈迦牟尼会ですが、鑽仰廟の維持管理及び事務手続き等の一切を戸田葬祭サービス株式会社が業務受託して運営に当たっています。

2. 使用の申込みと使用許可について

- (1) 鑽仰廟は、宗教・宗派・国籍を問わずどなたでも使用することができます。
- (2) 現在所持している遺骨を分骨する場合も他の墳墓からの改葬や分骨の場合も使用できます。
- (3) 将来鑽仰廟を使用することを希望する方は、生前に申込みすることもできます。
- (4) 鑽仰廟の使用申込みする場合は、祭祀継承者の住民票を「鑽仰廟使用申込書」に添付して提出し使用料を納入していただきます。使用料が納入された時点で「鑽仰廟使用許可証」が発行されます。
- (5) 生前の申込者には使用料が納入された時点で「鑽仰廟使用許可承諾証」が発行されます。
- (6) 鑽仰廟の使用者とは鑽仰廟の使用許可を受けた人（名義人）のことです。

3. 遺骨の埋蔵（納骨方法）について

- (1) 使用者が納骨する場合は、事前に管理事務所と打合わせをし日時を決めて行い納骨作業は管理事務所が行います。
- (2) 使用者が納骨に立会えない場合は、代理人と使用者との関係を確認させていただきます。
- (3) 鑽仰廟内部には納骨室以外立入ることはできません。
- (4) 納骨手続きの際、使用者は管理事務所に鑽仰廟使用許可証または鑽仰廟使用許可承諾証と埋・火葬許可証または改葬許可証を提出していただきます。
- (5) 鑽仰廟の使用申込みをされた使用者の遺骨は、事務管理の手続上3ヶ月間は骨壺でお預かりしますが、その後は遺骨を骨壺から出して施設内にある共同埋蔵場所に合祀いたします。
- (6) 鑽仰廟の使用申込み時に、「骨壺安置期間」を年単位、最長30年まで有料で申し込むことができます。

- (7) 希望者には埋蔵された遺骨の氏名等を鑽仰廟内部にある掲示板（墓誌）に掲示します。
- (8) 管理者は納骨後に「埋蔵証明書」を発行します。
- (9) 生前申込みの使用者は、親族及び友人等に「鑽仰廟」の使用許可を受けていることを話し、お亡くなりになった場合には速やかに埋蔵していただくよう説明しておいて下さい。

4. 参拝方法、供養について

- (1) 納骨後のご焼香・献花・法要・その他行事は、慰霊碑の前で行っていただきます。
- (2) 鑽仰廟の祭祀は、管理者である宗教法人釈迦牟尼会が春・秋の彼岸時に法要を行います。また、日本仏教鑽仰会が適宜合同慰霊祭を行うことがあります。
- (3) 使用者またはその他の関係者が通常の参拝以外の慰霊の行事を行う場合は、事前に管理者と打合わせをし管理者の許可した範囲内で日時を決めて行うことができます。

5. 鑽仰廟の使用を取りやめる場合

- (1) 鑽仰廟の使用許可を受けた後使用しないことになった場合には、下記の書類をご用意の上霊園管理事務所に速やかに遺骨返還の申請をして下さい。納骨後3ヶ月経過した遺骨は返還できません。ただし、「骨壺安置期間」を申込みされた遺骨はその期間内であれば返還できます。
 - ① 鑽仰廟使用終了届（管理事務所に用意しています）
 - ② 使用者の実印
 - ③ ②の実印の印鑑証明書
 - ④ 鑽仰廟使用許可証（または鑽仰廟使用許可承諾証）
- (2) 使用を取りやめる場合、鑽仰廟使用許可証発行後1ヶ月以内の時は、使用料は金額返納します。鑽仰廟使用許可発行後1ヶ月を経過後、または納骨後3ヶ月以内に遺骨を返還する場合は、使用料の8割を返納します。その後は理由の如何にかかわらず使用料は返納いたしません。
- (3) 生前の申込みで取りやめる場合には。
 - (イ) 鑽仰廟使用許可承諾証発行後3ヶ月以内で納骨が行われていないとき使用料の全額を返納いたします。
 - (ロ) 3ヶ月を過ぎ1年以内で納骨が行われていないときは、使用料の7割を返納いたします。
 - (ハ) 1年を経過したときは理由の如何にかかわらず返納いたしません。

6. 使用許可の取消しについて

次の場合は使用許可を取消すことがありますのでご注意ください。

- (1) 使用者が鑽仰廟に関する権利を他の者に貸したり又は譲渡したとき。
- (2) 鑽仰廟の使用規則に違反したとき。

7. 各種申請について

次の場合速やかに所定の手続をして下さい。

- (1) 使用許可証を再発行する場合。
- (2) 使用者の本籍、氏名が変更になった場合。
- (3) 使用者の住所が変更になった場合。

8. 使用料金の設定

- (1) 使用料金には、納骨料、永代供養料、管理料金等を含みます。
- (2) 使用料金には、経済状況その他の事情で改訂することがあります。

9. その他

鑽仰廟を使用する場合には「鑽仰廟使用規則」があります。確認の上で申込をして下さい。